19JEITA-CP 第 55 号
平成 20 年 3 月 31 日

関係各位

（社）電子情報技術産業協会
テレビネットワーク事業委員会
委員長　今井隆洋
デジタルテレビ専門委員会
主査　西　雅文

テレビに関する「ダビング１０」デジタル放送番組の録画・再生についての表記ガイドライン

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、テレビネットワーク事業委員会では、消費者の誤認や混乱を未然に防止し、デジタルテレビの健全な普及促進に資するため、標記について下記の通り取り決めを行いましたので、貴社関係部署に周知徹底方よろしくお願い申し上げます。　敬具

記

１．主旨
日本のデジタル放送がダビング１０の運用を開始するにあたって、市場のデジタルテレビ及びデジタルチューナー等の機能について、消費者の誤認や混乱を未然に防止することを目的とする。

２．表示内容
①デジタル放送の全ての番組がダビング１０で運用されているわけではない旨を記載すること。
・記載例
　デジタル放送番組の全てがダビング１０になるわけではありません。
②ダビング１０の動作ができる場合は、その旨を「表示」すると共に「機能説明」を行うこと。
・表示例
　ダビング１０対応（本機はダビング１０の動作が可能です。）
・機能説明例
　本機のハードディスクに録画されたデジタル放送番組は、他のデジタル録画機器へ９回のコピーと１回のムーブが可能です。ただし、ムーブした場合は、本機のハードディスクから当該番組は、自動的に消去されます。また、デジタル録画機器によっては、ダビングできないものがありますので、取扱説明書等でご確認ください。
③ダビング１０の動作ができない場合は、そのダビングに関して制限がある旨を表示すること。
・ＨＤＤ非内蔵の場合の例
　デジタル放送番組を他のデジタル録画機器へ１回だけ録画することができます。
・ＨＤＤ内蔵の場合の例
　本機のハードディスクに録画されたデジタル放送番組は、他のデジタル録画機器へムーブのみ行うことができます。
④録画コンテンツの著作権に対する尊重を示す旨を表示すること。
・表示例
　私的目的で録画したものでも、著作権者等に無断で、販売したり、インターネットで公衆に送信すると著作権侵害となります。

３．表示対象
各社のカタログ、ホームページ、取扱説明書等
ただし、旧製品等の取扱説明書については各社裁量とする。

４．適用時期
各社対応可能な時期から。　以上